施設基準等

令和８年７月１日現在

当院は、厚生労働大臣が定める基準による『基本診療料の施設基準等』により基準に適合している保健医療機関です。

１、療養病棟入院基本料　療養病棟入院料１（２０：１）　（療養入院）第４００号

当院では１日に８人以上の看護職員（看護師及び准看護師）、８人以上の看護補助者が勤務しています。
１日に入院患者様２０人に対し、看護職員（看護師比率２割以上）１人、看護補助者１人を配置し、交代で２４時間看護を行っています。
日勤帯（８：３０～１６：３０）　患者様　１２人に対し看護職員１人、患者様６人に対し看護補助者１人
夜勤帯（１６：３０～８：３０）　患者様２４人に対し看護職員１人
院内感染防止対策実施・医療安全管理体制実施・褥瘡対策体制実施

２、入院時食事療養/入院時生活療養（Ⅰ）　（食）第４６２号

四国厚生支局へ届出を行っており、管理栄養士及び栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後６時以降）、適温で提供しています。

３、療養病棟療養環境加算１　（療養１）第４４号

４、がん治療連携指導料　（がん指）第１４９号

阿南医療センター（肺癌・大腸癌）　徳島大学病院（胃癌・肝癌・大腸癌）　徳島赤十字病院（大腸癌・胃癌）

５、別添１の「第１４の２」の１の（３）に規定する在宅療養支援病院　（支援病３）第２０号

６、在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料　（在医総管）第２９０号

７、在宅がん医療総合診療料　（在総）第２１５号

８、診療録管理体制加算２　（診療録２）第１０２号
９、データ提出加算１・データ提出加算３　ロ（医療法上の許可病床数が２００床未満）　（データ提）第９７号
１０、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注５　（外在ベⅠ注）第３６４号
１１、入院ベースアップ評価料３５　（入ベ３５）第７号
１２、継続的に賃上げに係る取組を実施している保健医療機関の基準　（入減免）第７９号
１３、救急患者連携搬送料２　（救患搬）第４４号
１４、電子的診療情報連携体制整備加算２　（外医ＤＸ２）第３１号

保険外併用療養費
◎ 特別の療養環境の提供　　当院には特別の療養環境の提供による病床（室料差額徴収病床）が８床あります。

宮　本　病　院